

2016年10月31日発行

---

食欲の秋に芸術の秋、スポーツの秋…。過ごしやすい秋は、自分の時間も充実しやすい季節ですね。今月号のメルマガもぜひ、お楽しみください。

今月のテーマは、「成功するテレワークのポイント」です。導入企業が増加している注目のテレワークについて、専門家の方に企業が押さえるべきポイントを伺いました。

最新情報では、セミナー等の告知がありますので、ぜひご参照ください。

-----<< 目次 >>-----

■コラム：成功するテレワークのポイントとは？

》 株式会社ワイズスタッフ/株式会社テレワークマネジメント  
代表取締役 田澤 由利さん

■取組事例紹介：テレワークを活用した被災地復興に力を注ぐ

》 株式会社ライフネス

■最新情報：

》 国・地方公共団体等の取組

▼11月はテレワーク月間です。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府】

▼「イクメンサミット～フツメンがイクメンになるために～」開催

【東京都】 他

---

---■◇コラム◇■---

》 成功するテレワークのポイントとは？

株式会社ワイズスタッフ/株式会社テレワークマネジメント  
代表取締役 田澤 由利さん

<株式会社テレワークマネジメント プロフィール>

設立：2008年9月1日

事業内容：2008年、「テレワークの普及」を目的に設立。いつでも、どこにいても、柔軟に働ける社会の実現を目指し、企業等へのテレワークコンサルティングをはじめとする各種サービスを提供している。

ワーク・ライフ・バランスは、個人が仕事と人生のバランスをとりながら、どう生きるかという考え方です。仕事（ワーク）と子育てなど（ライフ）の両立に悩み、仕事を続けることをあきらめた人は少なくありません。でも、現在、特に大企業を中心に導入が進みつつあるテレワーク（ICTを活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方）がもっと広まれば、「会社を辞めずにテレワークで働き続ける」という選択肢が増えるのです。

#### ■在宅勤務が会社を救う

結婚、出産、子育て、病気、親の介護などに直面すると、これまでと同じ時間やスピードで仕事を続けることは難しくなります。それでも、在宅勤務ができれば、仕事を辞めることなく、アクセルを緩めながらも走り続けられます。生産年齢人口が減少し続けている日本で、中堅・中小企業が優秀な人材を確保するのは難しいのが現状です。そうした時代に企業が生き残るためには、質の高い社員の離職を防ぎ、誰もが働き続けられる環境を整える必要があります。

#### ■テレワークの不安要素～解決策はすでにある

在宅勤務などのテレワーク導入にあたっては、多くの経営者が社員の生産性の低下を懸念します。「会社にいる」＝「会社に貢献している」と考えがちですが、これは大きな間違い。残業が当たり前になっている職場ほど、時間当たりの生産性が考慮されていないのではないのでしょうか。今では、テレワークでも、オフィスに勤務している時と同様に、勤怠管理や社員同士のコミュニケーションが行えます。たとえば、勤怠管理ツールには、PC画面上にある「着席」「退席」のボタンを押すだけで労働時間の計算をし、また、着席中はパソコン画面がランダムにキャプチャーされ、管理者がいつでも確認できるものがあります。また、現状では「育児や介護中の社員のみ、週1回まで」といった規定が設けられているなど、制度はあっても社員が使いづらいケースもみられます。一部の在宅勤務者用に切り分けられた仕事を自宅でするといったテレワークは広がりづらく、企業にとってもメリットが出にくくなります。「今の仕事をどうすればテレワークでできるか」を考え、ステップを踏んで導入していけばいいのです。そのためには、経営側がテレワークへの概念を変えていくことが重要な要素となります。

#### ■テレワークは「企業戦略」

テレワークは、これまで「福利厚生」として「育児中の女性のため」という色合いが濃かったのですが、最近は「働き方改革」の波もあり、「人材確保」も含め、「企業戦略」として導入しているケースがみられます。たとえば、オフィスを構えるだけでも、賃料や光熱費、設備費、さらには従業員の交通費など、一定のコストがかかります。一方で、テレワークを導入すると、企業は在宅勤務者の定期代や全員のデスクスペースも必要なくなり、最低限の規模のオフィスで組織を機能させることができます。今後は高度成長期のような右肩上がりの経済成長が難しいことを考えると、今までのような働き方を見直さなければ、長く働ける人材の確保が難しく、高い固定費負担が経営を圧迫します。企業の体質改善と働く側にとって魅力的な労働環境を構築することが必要です。在宅勤務は、「育児・介護の社員」から「(必要に応じて) 全員」へ、「仕事の切り分け」から「今の仕事のやり方を変える」というように、進化しなくてはなりません。テレワークはもはや「企業戦略」に他ならないのです。

▽-----▽  
株式会社テレワークマネジメント⇒ <http://www.telework-management.co.jp/outline/>  
株式会社ワイズスタッフ⇒ <http://www.ysstaff.co.jp/>  
田澤由利のテレワークブログ⇒ <http://telework.blog123.jp/>  
△-----△

---

-----■◇取組事例◇■-----

》テレワークを活用した被災地復興に力を注ぐ

#### 株式会社ライフネス

福祉・高齢者社会における地域復興を担う株式会社ライフネスでは、被災地復興を支えるべくテレワークを活用した就職支援を行っています。

そもそも、岩手県、宮城県、福島県には多くの求人が存在しますが、約90%が3県以外の就業場所であり、マッチングする割合は20%もないといわれています。震災直後はライフラインの復旧が急務でしたが、現在は雇用が問題になっています。そこで、こちらの会社が平成23年7月にスタートさせたのが「被災地テレワーク就業支援協議会」。これは、ハローワーク・地元企業・全国の民間企業が垣根を超え、1,000名の就業期間創出を目指すプロジェクトです。「仕事はしたいが、地元は離れられない」「育児や介護の合間に仕事をしたい」そんな被災者の声に応え、テレワークの仕組みで被災地以外の求人・業務を被災地域で遠隔就業することが可能であり、地元で仕事ができる環境を提供しています。

同プロジェクトの仕事内容については、インターネットによる情報収集（官公庁調達情報収集、業界他社情報収集等）、データ入力（アナログ情報のデジタル化、画像データへの関連ワード入力等）、Web サイト更新（情報更新、画像変更、EC サイト情報更新、問い合わせ対応等）、ライティング業務（SEO 対策の文章作成業務、文章のチェック業務等）、クリエイティブ業務（バナー作成、ランディングページ作成等）、幅広い仕事を提供しています。平成 23 年 8 月～平成 26 年 10 月末までの実績は、プロジェクト説明会を 47 回開催、就業開始人数は 1,638 名、協議会参加企業は 407 社、参加者の男女の割合は女性：男性＝8：2 となっています。

平成 27 年 12 月 1 日に現地法人として石巻市に株式会社テレワーク 1000 スタッフを設立し、IT 教育からスキルアップ研修、現地サテライトオフィスによるサポート管理まで一体的に行える体制構築が可能になりました。被災地東北からテレワークとクラウドソーシングによる新しい働き方につながるプラットフォーム構築といった、さまざまな取組を目指しています。

▽-----▽

株式会社ライフネス⇒ <http://www.lifeness.co.jp/>

△-----△

---

-----■◇最新情報◇■-----

▼11 月はテレワーク月間です。

⇒ <http://teleworkgekkan.org/>

【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府】

ICT を活用し、時間や場所を有効に活用できるテレワークは、育児中の方、高齢者、障害者など様々な方がそれぞれの生活スタイルに合わせ柔軟な働き方が可能になることや、都会でも地方でも同じように働くことが可能になることから、「地方創生」や「一億総活躍社会の実現」に寄与するものとして、さらに「働き方改革」による生産性向上に有効な手段として、注目されています。

テレワークを推進するため、テレワーク推進フォーラム（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、学識者、民間事業者等による構成）では、11 月を「テレワーク月間」に設定し、活動への参加を、広く国民全体に呼びかけています。

そこで、「テレワーク月間」の取組を以下のとおり実施します。

・テレワーク月間PR動画の配信

地下鉄、駅前ビジョン、各種ウェブサイト等でPR動画を配信します。動画メッセージを通じて、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の副大臣が、テレワークの魅力を発信していきます。

⇒ <https://www.youtube.com/watch?v=jwXBvF4gVQc>

・『働く、が変わる』テレワークイベントの開催【総務省、厚生労働省】

開催日時：平成28年11月28日（月）13:30～17:00

開催場所：御茶ノ水ソラシティホール（東京都千代田区神田駿河台4-6）

開催内容：総務省及び厚労省のテレワーク表彰、基調講演、パネルディスカッション等  
詳細及び応募については、以下のホームページを参照してください。

⇒ <http://teleworkgekkan.org/symposium.html>

・テレワークセミナーの開催【総務省、各道県】

各道県と共催して、テレワーク全般の動向、情報通信技術の留意点、導入企業等の事例などを説明する「総務省 働き方改革セミナー『働く、が変わる』テレワーカー」を以下のとおり開催します。

北海道 開催日時：平成28年11月25日（金）13:00～17:00

開催場所：北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）（札幌市中央区北3条西6丁目）

富山県 開催日時：平成28年11月8日（火）13:00～17:00

開催場所：高岡市生涯学習センター（ウイング・ウイング高岡）（富山県高岡市末広町1番7号）

静岡県 開催日時：平成28年11月10日（木）13:00～17:00

開催場所：静岡県コンベンションアーツセンター／グランシップ（静岡県静岡市駿河区池田79-4）

福岡県 開催日時：平成28年11月21日（月）13:00～17:00

開催場所：福岡県吉塚合同庁舎（福岡市博多区吉塚本町13-50）

詳細及び応募については、以下のホームページを参照してください。

⇒ <http://teleworkkakudai.jp/seminar/>

▼従業員の仕事と育児・介護との両立支援に取り組む企業を支援しています【厚生労働省】

従業員の育児休業の取得・職場復帰、仕事と介護の両立を支援するために、「育休復帰支援プラン」又は「介護支援プラン」を策定する事業主の方を、社会保険労務士等の資格を有する育児プランナー・介護プランナーが企業へ訪問し、無料支援を行っております。

従業員の仕事と育児・介護の両立支援についてお悩みの事業主の皆様、ぜひこの機会に育児・介護プランナーによる支援をご活用ください。

詳細はこちらのページをご参照ください。

⇒ <http://ikuji-kaigo.com/>

▼「パート労働者活躍企業宣言」で自社の取組をPRしませんか！

【厚生労働省】

パートタイム労働者の働きや貢献に見合った公正な待遇を確保し、その能力を発揮できるようにするためには、パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた企業の自主的な取組が重要です。

厚生労働省では、パートタイム労働者の活躍推進のため、企業が自社で行っている雇用管理改善の取組やその特徴、今後の取組方針などを発信できる「パート労働者活躍企業宣言サイト」を運営しています。

企業はこのサイトで「パート労働者活躍企業宣言」を行うことにより、パートタイム労働者の活躍に取り組む企業として広くPRすることができます。また、パートタイム労働者は、宣言企業の取組を検索することにより、働いている企業や働きたいと思う企業の取組を知ることができ、パートタイム労働者のモチベーションの向上や人材の確保・定着促進にもつながります。

まずは「パート労働者活躍企業宣言サイト」をご覧ください、「パート労働者活躍企業宣言」を自社のPRにご活用ください。サイトのご利用は無料です。

パート労働者活躍企業宣言サイト

⇒ <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/sengen/>

▼『「介護支援プラン」普及研修～仕事と介護の両立に向けて～』を全国 10 都市で開催します【厚生労働省委託事業】

介護のために仕事を続けられず離職する「介護離職」という問題も浮上する昨今、仕事と介護の両立について、漠然とした不安を抱えている従業員が少なくありません。

他方で、従業員の仕事と介護の両立に向けてどのような支援を行えばいいかわからず、取組が進んでいない、という企業も多いのではないのでしょうか。

今回の研修では、平成 29 年 1 月から施行される改正育児・介護休業法の情報も交え、仕事と介護の両立体制を作る上でのポイントや、取組を進める際に活用できる「介護支援プラン」モデルについて紹介します。従業員の仕事と介護の両立支援に取り組もうとする経営

者・人事対象者や、介護支援を担う地域包括支援センターの職員、ケアマネジャーなど、幅広い層の方が対象となります。皆さまのご参加をお待ちしています。

【事前申込制（先着順）・参加無料】

【今後の開催予定】

[仙台] 11月11日(金) 1. 15:00-17:00、2. 18:00-20:00

／TKP 仙台西口ビジネスセンター

[金沢] 11月16日(水) 1. 15:00-17:00、2. 18:00-20:00

／TKP 金沢駅前カンファレンスセンター

[大阪] 11月15日(火) 1. 15:00-17:00、2. 18:00-20:00

／ハービス PLAZA 貸会議室

[福岡] 11月25日(金) 1. 15:00-17:00、2. 18:00-20:00

／TKP 博多駅筑紫口ビジネスセンター

[沖縄] 12月8日(木) 1. 15:00-17:00、2. 18:00-20:00

／沖縄県青年会館

【申込方法など詳細はこちら】

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（委託先）

⇒ [http://www.murc.jp/seminar/murc/t\\_161024.pdf](http://www.murc.jp/seminar/murc/t_161024.pdf)

▼大学等における男女共同参画推進セミナー参加者募集

【国立女性教育会館】（2016年11月）

高等教育機関が優秀な人材を獲得し、その研究力・教育力を高めていくためには、多様な人材が活躍できるワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境を作り、新しい発想やアイデアが生まれる風土を作っていくことが必要です。

本セミナーでは、経営戦略としての「ダイバーシティ&インクルージョン」の視点を学ぶとともに、その視点をもった教員や学生を支える取組について先進事例を基調講演や講義等を通して学びます。学内で男女共同参画に携わる教職員及び女性の採用・就労、学生の入学・キャリア教育・就職に関わる総務・人事・入試・就職部門の教職員を対象とした専門的・実践的研修です。

日時：平成28年11月29日(火)～30日(水) 1泊2日

会場：29日(火) 放送大学東京文京学習センター（東京会場・茗荷谷）

30日(水) 国立女性教育会館（埼玉会場・武蔵嵐山）

※29日のプログラムが終了後、バスで会館へ移動

参加費：無料（別途宿泊費、食費）

締 切：11月18日（金）

申込方法・詳細等は下記 URL をご覧ください。

⇒ <http://www.nwec.jp/jp/program/invite/2016/page07i.html>

TEL：国立女性教育会館事業課 0493-62-6725

▼「第2回女性活躍パワーアップ大賞」を募集します

【ワーキングウーマン・パワーアップ会議、(公財)日本生産性本部】(2016年10月)

「ワーキングウーマン・パワーアップ会議」では、2008年の発足以来、性別ではなく個々人の意欲や能力に応じて処遇を行う、実効性のある仕組み作りを目指し、女性の能力を活かせる社会の実現に向けて、運動を展開しています。

このたび、この運動の一環として、女性の活躍推進を、組織の生産性向上につなげる動きを加速させるために、「第2回女性活躍パワーアップ大賞」を実施します。独自性ある創意工夫された取り組みの募集を開始します。

なお、表彰式は、2017年2月21日に都内で開催される「エンパワーメント・フォーラム2017」にて行われます。

応募の締め切り 2016年12月20日（火）必着。

応募方法等については、こちらをご覧ください。

⇒ <http://activity.jpc-net.jp/detail/lrw/activity001486.html>

▼「イクメンサミット～フツメンがイクメンになるために～」開催

【東京都】

イクメンという言葉は浸透しましたが、働きながらの家事・育児はまだ大変な状況にあります。仕事と家事・育児を両立している各界の専門家等による基調講演とパネルディスカッションを通じて、普通の男性（フツメン）がイクメンになるためにはどうすれば良いか議論します。

日 時：平成28年11月26日（土） 13:00～16:00

場 所：東京ウィメンズプラザ ホール（東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号）

内 容：

○基調講演「男が家事・育児、いいじゃないか！」

講師 田中 俊之 氏（武蔵大学社会学部助教）

○パネルディスカッション「東京のフツメンがイクメンになるために」

パネリスト

田中 俊之 氏（武蔵大学社会学部助教）

青野 慶久 氏 (サイボウズ株式会社 代表取締役社長)

安藤 哲也 氏 (NPO 法人ファザーリング・ジャパン 代表理事)

セイン カミュ 氏 (タレント)

水無田 気流 氏 (社会学者・國學院大學経済学部教授)

モデレーター

田中 和子 氏 (リーママ プロジェクト リーダー)

○イクメンに関する提言

申込方法その他の詳細は、下記 URL を参照してください。

⇒ <http://www1.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp/seminar/tabid/253/Default.aspx>

▼「山形いきいき子育て応援企業」を募集しています！

【山形県】(2016年9月)

「女性の活躍推進」「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業等を登録・認定し、県がサポートします。

<登録するメリット(一例)>

・県のホームページや各種広報で企業の取り組みを紹介しますので、企業のイメージ・信用・知名度がアップします！

・女性を管理職に登用した場合や男性職員が育児休業を取得した場合等に、奨励金を支給します！

・女性管理職を育成するため、外部研修に女性社員を派遣した場合等に、支援金を支給します！

・地域活性化・雇用促進資金(女性活躍推進関連)【日本政策金融公庫融資制度】において特別金利を適用します！

・市町村からも支援措置が適用されます！

その他情報は以下よりご参照ください。

⇒ [http://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/wlb/8010003h28work\\_of\\_bosyu.html](http://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/wlb/8010003h28work_of_bosyu.html)

▼平成28年度ワーク・ライフ・バランスフェスタを開催します

【兵庫県】(2016年9月)

企業の人材確保や業務効率の向上をもたらす、勤労者に働く意欲や働きがいをもたらす「仕事と生活のバランス」の推進のため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境改善や、従業員の行動と意識を変える具体的かつ多彩な事例を紹介することで、経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスの取り組みを促します。併せて、多様な働き方の導入や、仕事と家庭生活の両立の促進等の先進的な取組を実施している企業、団体等を表彰し

ます。

開催日時：平成 28 年 11 月 7 日（月）13 時 00 分～16 時 00 分

開催場所：兵庫県中央労働センター2 階大ホール

開催内容：

特別講演 1「朝型勤務を通じた働き方改革と健康経営」

講演者：伊藤忠商事株式会社人事・総務部企画統括室室長 西川大輔氏

特別講演 2「多様な人財の活躍推進とワークスタイル変革について」

講演者：日本航空株式会社執行役員 人財本部人事教育担当兼人事部長 植田英嗣氏

その他情報は以下よりご参照ください。

⇒[http://web.pref.hyogo.jp/press/20160920\\_89daef7ced2c1749492580340006507e.html](http://web.pref.hyogo.jp/press/20160920_89daef7ced2c1749492580340006507e.html)

▼「ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰」 候補企業の募集を開始します！

【香川県】（2016 年 9 月）

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などの働き方・休み方の見直し等により、すべての労働者が仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図ることができる働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、これについて優れた成果が認められる事業所を「知事賞」及び「商工労働部長賞」として表彰します。

対象となるのは、県内に本社又は本店を有する事業所のうち「子育て行動計画策定企業認証マーク」を取得している事業所。ただし、従業員数が 101 人以上の場合は、それと同程度の取組みを行っていること。

応募期限は、平成 28 年 11 月 30 日(水)17:15 必着

応募方法については、以下よりご参照ください。

⇒ [https://kagayaku-kagawa.jp/promotion\\_companies/page9.html](https://kagayaku-kagawa.jp/promotion_companies/page9.html)

▼『Let's “ゆとり”!キャンペーン』参加事業所を募集

【佐賀県】（2016 年 9 月）

ワーク・ライフ・バランス推進の一環として、9 月 1 日（木）から 11 月 30 日（水）の期間中にノー残業や年次有給休暇の取得促進などの労働時間短縮に取り組む『Let's “ゆとり”!キャンペーン』に参加する事業所を募集しています。

特定の日や週のみなどの、事業所の都合に合わせてご参加いただくことが可能です。

参加申し込みいただいた事業所には、事業所ごとの宣言内容を印字した「宣言書」をお送りします。事業所内の見えやすい場所に掲示して、ご活用ください。

申し込み方法は、以下をご覧ください。

⇒ <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00336205/index.html>

▼ワーク・ライフ・バランス講演会を開催します

【笠間市】（2016年10月）

男女共同参画への理解と意識啓発を図るため、ワーク・ライフ・バランス講演会を開催します。

日時：平成28年11月26日（土）9:30～11:30

会場：友部公民館3階大ホール

講演会「自分らしく生きていますか？ ワーク・ライフ・バランスをすすめるために」

託児：11月11日（金）までに要予約

講師：内閣府少子化危機突破タスクフォース政策推進チームリーダー 渥美由喜氏

詳細は以下よりご参照ください。

⇒ <http://www.city.kasama.lg.jp/page/page007883.html>

▼「なごやワーク・ライフ・バランス実践企業」の登録

【名古屋市】（2016年9月）

名古屋市では、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる、または今後取り組もうとしている企業を「なごやワーク・ライフ・バランス実践企業」として登録し、その取組を支援します。

<対象>市内に事業所を有し、以下のいずれかに該当する企業

◇平成24年度以降に市主催のワーク・ライフ・バランスセミナーを受講した企業

◇ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる、または今後取り組もうとしている企業※企業規模は問いません。

<登録のメリット>

◇企業のイメージアップにつながり、人材の確保や定着を促進します。

◇市公式ウェブサイトにおいて、企業名と取り組み内容を紹介し、登録企業のPRを積極的に行います。

◇市のワーク・ライフ・バランス関連セミナー等を優先的にご案内します。

◇市の支援メニュー（企業内研修の講師派遣やコンサルティングの専門家派遣等）を優先的に受けられます。

詳細は以下よりご参照ください。

⇒ <http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/17-2-6-0-0-0-0-0-0-0.html>

▼【参加企業募集】企業間ワーク・ライフ・バランス交流会を開催します！

【静岡市】（2016年9月）

「静岡市女性の活躍応援事業所表彰」および「静岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰(H21年度～H25年度まで実施)」の受賞事業所との『ワーク・ライフ・バランス推進交流会』を開催いたします。

◇女性の活躍やワーク・ライフ・バランスに今後取り組みたい

◇現在取り組む中で他事業所さまの具体的な事例を聞いてみたい

気軽に意見交換や取組に関する情報収集ができる交流会に、ぜひご参加ください。

日時：平成28年11月21日（月）13時～15時30分

会場：静岡市役所 静岡庁舎新館17階（171・172会議室）

定員：15社程度（1社2名程度）※お早めにお申し込みください

対象者：静岡市内の事業所の経営者、推進ご担当者、人事ご担当者

申込締切：平成28年11月15日（火）

申し込み方法は、以下のPDFデータをご覧ください。

⇒ <http://www.city.shizuoka.jp/000727968.pdf>

▼下諏訪町イクボス・温か（あったか）ボス宣言を実施しました

【下諏訪町】（2016年9月）

男性も女性も安心して子育てや介護をしながら、いきいきと仕事ができるよう、下諏訪町イクボス・温かボス宣言を実施しました。宣言を行ったのは、下諏訪町長、下諏訪町副町長、下諏訪町教育長ら計13名です。

取り組みとして「妊娠中及び出産後における配慮」「育児休業等を取得しやすい環境の整備等」「超過勤務の縮減」「休暇の取得の促進」「職場の体制づくりと職員の意識等の改善」を掲げています。

詳細は以下よりご参照ください。

⇒ <http://www.town.shimosuwa.lg.jp/www/contents/1474942242433/index.html>

▼「わたしらしく、はたらこ。」～ワーク・ライフ・バランスのすすめ～

【岐阜市】（2016年9月）

自分にあった働き方を見直し、「わたしらしく、はたらく」ことは、一人ひとりが幸せに暮らすためには欠かせない取り組みです。そんな思いからこのたびリーフレットを作成しました。研修、各種会合等の資料に下記ホームページからダウンロードして、ご自由にお使いください。

⇒ <http://www.city.gifu.lg.jp/28059.htm>

▼ワークライフバランス推進助成金の申請を募集しています

【久留米市】(2016年10月)

労働者のワークライフバランスに向けた環境整備に取り組む企業に対し、助成金を支給します。

＜助成の種類＞

●代替要員確保助成

育児休業取得後の復帰を促進するため、代替要員配置に係る経費を助成します。

●環境整備助成

ワークライフバランスや多様な働き方を実現するための取り組みに係る経費を助成します。

助成の内容の詳細は、以下よりご参照ください。

⇒

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9093rousei/3010oshirase/2016-0606-1250-80.html>



このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。

このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html> 12

バックナンバーはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府仕事と生活の調和推進室ホームページはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/>



---

—<編集後記>—

いつもご愛読ありがとうございます。10月号、いかがでしたでしょうか？

テレワークは、社員にとっても、企業にとってもメリットが大きいもの。これからまだまだ浸透していきそうですね。それと、テレワークを支える通信技術の未来も気になるところですね。

来月号もお楽しみに！

---

■11月は「テレワーク月間」です！～キャッチフレーズは、「働く、が変わる」～

■毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

【内閣府、関係省庁】

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性活躍の推進のためには、女性が安全で安心して暮らせる基盤を整備することが重要です。

※詳細は内閣府HP「女性に対する暴力の根絶」ページをご覧ください。

⇒ [http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html)